

No.	項目	意見提出者	意見の概要	県の考え方
1	第一章	名古屋市 77歳 男性	(P1) 疾病対策の基本は、記載されている「発症防止」であり、その最高な手段は、安易にギャンブルの機会を増やさないことであることは言うまでもない。「予防による発症対策が基本」であり「そのためにもギャンブルに接する機会を増やさない」との理念をまず明確にするべきである。同時に、「発症防止」というなら「公営競技場の廃止」及び「パチンコ」店をこれ以上増やさないことが必要。その視点が極めて不十分である。	競馬などの公営競技やばちんこ等については、それぞれの法律に基づき実施されているところです。 発症予防については、「普及啓発・予防教育」や「アクセス制限」により取り組んでまいります。
		名古屋市 75歳 男性	(P3) 基本理念として「ア ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策と円滑な日常生活及び社会生活への支援」とあるが、これではギャンブル依存症の発症を容認、前提とした対策にしかない。発症予防対策を最重視するためには、「公営競技場の廃止」及び「パチンコ」店をこれ以上増やさないことが必要であり、ましてや「刑法」で禁止されている「カジノ（IR）」は、愛知県は取り組まないことを明記すべきだ。	
2	第一章	名古屋市 77歳 男性	(P3) 取組に対する基本的な考え方で「PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進」として「計画に定める施策の目標については、適時にその達成状況を調査し、進捗状況を把握し、その対策の効果の評価や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、計画の必要な見直しを不断に行います。」とされているが、ここでも発症予防対策の重要性が明確にされていない。明確にすべきである。	発症予防については、「普及啓発・予防教育」や「アクセス制限」により取り組むこととしており、それらの施策の進捗状況の把握及び評価も、適時に行ってまいります。
		名古屋市 75歳 男性		
3	第一章	名古屋市 77歳 男性	(P8) 発症予防で「ギャンブル等依存症問題に関する広報活動並びに教育及び学習の振興等を通して、ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及を行います。」「関係事業者におけるアクセス制限等の取組の適切な運用及び周知を図ります。」とあるが、その具体的措置について明記されていない。そのことを明記すべきである。これではザル法となる。	発症予防については、「普及啓発・予防教育」や「アクセス制限」により取り組むこととしており、その具体的な方法については、「依存症の理解を深めるための普及啓発」(P10) や「本人・家族申告によるアクセス制限」(P19) に記載しております。
		名古屋市 75歳 男性		
4	第一章	名古屋市 77歳 男性	(P10) 具体的な取り組みの「発症予防」では、結局は「教育、啓発、相談窓口」しか記述されていない。これでは、発症予防対策とはなっていない。結局は発症を容認していると思われぬ。この点でも、愛知県として「公営競技場の廃止」及び「パチンコ」店をこれ以上増やさないこと。とりわけ「刑法」で禁止されている「カジノ（IR）」は取り組まないことを明記すべきだ。	競馬などの公営競技やばちんこ等については、それぞれの法律に基づき実施されているところです。 発症予防については、「普及啓発・予防教育」や「アクセス制限」により取り組んでまいります。
		名古屋市 75歳 男性		
5	第二章 I 発症予防 1 予防教育・普及啓発	名古屋市 22歳 男性	17頁(5)「学校教育における指導」＜今後の取り組み＞について ギャンブル依存症の脅威をしっかりと内面化するためには、教材や教員から伝えること以外にも元依存症の人や依存症患者の家族など、実際に依存症と関わっている人の講演を取り入れる必要があると考えます。それが難しいのであれば、総合の時間に依存症対策ビデオを上映したり依存症対策を生徒と教員がともに考える時間を取り入れるなど、保健体育の授業以外にも指導の時間をカリキュラムに取り入れることによって本格的に内面化を進める必要があると考えます。後者は実際に筆者が学校教育の場で「薬物依存症」のテーマで経験したことです。 このように、ギャンブル依存症対策の取り組みとして、保健体育の時間外の講義など教員養成以外の取り組みを＜今後の取組＞に加えてはいかがでしょうか。	令和4年度より年次進行で実施される高等学校学習指導要領(科目保健)においては、精神と健康の内容を改善し、精神疾患の予防と回復の内容が新しく示されました。令和4年度からの実施に向けて、ギャンブル等への過剰な参加の危険性と日常生活への悪影響にも触れる授業を行う計画や準備を検討することが考えられます。 いただいた御意見については、実施にあたっての参考とさせていただきます。
6	第二章 I 発症予防 1 予防教育・普及啓発	豊橋市 64歳 女性	子どもたちに教育の立場からも、依存症についてしっかり知らせてください。	令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領(科目保健)で内容として示されている、精神疾患の予防と回復について、ギャンブル等への過剰な参加の危険性と日常生活への悪影響に触れながら授業がなされるよう、指導を行ってまいります。

No.	項目	意見提出者	意見の概要	県の考え方
7	第二章 I 発症予防 1 予防教育・普及啓発	名古屋市 57歳 男性	<p>そして、ギャンブルをしているひとならだれでもかかりうる病気であるが、以前の「うつ病」と同じように、まだまだ世間で認知されておらず、誰にも相談できずに一人で苦しんでいる人が多い。</p> <p>このため、「心の風邪」という表現で、ある程度正しく認知され治療に抵抗が少なくなった「うつ病」のように、「心の混乱」「心の執着」「感覚の混乱」などの表現で、誰でもかかりうる病気であること、治療を続けることにより寛解することの広報が大事。</p> <p>広く認知されれば、軽症の人でも相談に行くようになるかもしれないし、家族等が病気を理解すれば家族等も安心することができ、一人では難しい回復に向けて家族とともに進めるのではないか。</p> <p>ギャンブル依存症者は依存症であることを認めたがらない。なぜなら、認めるとギャンブルができなくなるから。しかし、借金、家族等への嘘などで、生きていけないくらい苦しんでいる人が大勢いる。だからこそ、依存症は治療すれば寛解し、今は苦しんだらうが、渴望している穏やかな生活を取り戻せる、という広報をお願いしたい。</p>	<p>「(2) 依存症の理解を深めるための普及啓発」に記載のとおり、多様な広報媒体によって、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるといったギャンブル等依存症に関する正しい知識や相談窓口に関する啓発活動に継続的に取り組んでまいります。</p> <p>いただいた御意見については、今後啓発活動を実施するにあたっての参考とさせていただきます。</p>
8	第二章 I 発症予防 2 アクセス制限等	津島市 24歳 男性	<p>ギャンブル等依存症対策の方向性として、発症予防への施策において知識の普及は良いと思いましたが、ただ、アクセス制限の限度によっては健全に遊ぶ人にも迷惑をかけてしまうのではないかと考えました。そのため、どの程度でギャンブル依存症に該当するのか境界線を決めたうえで、アクセス制限を行う必要があると感じました。</p>	<p>アクセス制限については、ギャンブル等依存症である方が利用をやめることを望む場合等において、本人もしくは家族の申告に基づいて行われるものになります。</p>
9	第二章 I 発症予防 2 アクセス制限等	名古屋市 57歳 男性	<p>未成年者をギャンブル場に入場させないことや、闇賭博の取り締まりなどは、あたりまえのことである。そのことをしっかりやっていくことは対策にはならない。対策にあげるということは、これまでやっていなかったのかと感じる。</p>	<p>未成年者をギャンブル場に入場させないことや闇賭博の取り締まりについては、関係事業者及び県警本部において、既に取り組まれているところです。</p> <p>それらについて、計画に記載のとおり、引き続き取り組んでまいります。</p>
10	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 1 相談支援	名古屋市 57歳 男性	<p>本人が治療したい、家族が相談したいと思っても、どこに連絡すればいいのかわからないといった声を聞く。相談窓口のさらなる広報と拡充をお願いしたい。そして、本人向けの相談窓口は、医療機関、自助グループ、弁護士が一体化した、ワンストップの窓口にならないだろうか。相談に行くことは勇気がいる事であり、あっちへもこっちへもとなれば、せつかく助けを求めたのに頓挫してしまう。また、夜間でも相談できる体制を。</p> <p>家族等の相談窓口も同様の体制でお願いしたい。そして、テレビのCMやインターネットのサイトなどで、家族等向けの相談窓口があることをより広報して欲しい。家族等はギャンブル依存症かなと感じても誰にも言えず、どこに相談していいかも分からず、悩んでいることが多いと思う。私の家族もそうであったと言っていた。</p>	<p>「(1) ギャンブル等依存症に関する相談支援及び回復支援」に記載のとおり、精神保健福祉センターをギャンブル等依存症相談拠点として位置づけ、ウェブサイト等による周知を行ってまいります。</p> <p>また、相談窓口間でのたらい回しを防ぐため、ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議の実施により、包括的な連携協力体制の構築を図ってまいります。(P44「1 依存症対策の体制整備」「(1) 包括的な連携協力体制の構築」に記載)</p>
11	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 1 相談支援	名古屋市 77歳 男性	<p>依存症に関する相談機関の充実が書かれている。福祉事務所にも生活保護の相談などで来るが、福祉事務所で依存症をよく理解している職員がいない状況で、入院させることで終わっている。よく理解している職員を配置すると共に、職員の研修を進める必要がある。</p>	<p>「(4) 生活保護担当ケースワーカーのギャンブル等依存症問題の知識向上」に記載のとおり、生活保護担当ケースワーカーに対しギャンブル等依存症問題や相談機関・治療機関に関する知識の周知を行ってまいります。</p>
12	第二章 II 進行・再発予防及び回復支援 3 医療提供体制の整備	名古屋市 77歳 男性	<p>県内の依存症専門医療機関として、絃仁病院も挙げられている。しかし、第44回名古屋越冬実行委員会への名古屋市からの回答書の中で、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として挙げられているのは、八事病院と西山クリニックのみである。「愛知県も同様に平成30年9月3日付で下記のように選定を行なっています」として記載されている中にも絃仁病院の記載はない。</p>	<p>絃仁病院は、平成31年4月1日付で名古屋市により、アルコール健康障害及び薬物依存症の依存症専門医療機関として選定されています。</p>

No.	項目	意見提出者	意見の概要	県の考え方
13	第二章 II 進行・再発予防 及び回復支援 3 医療提供体制の 整備	名古屋市 77歳 男性 ----- 名古屋市 75歳 男性	(P39) 医療提供体制の整備で、「依存症専門医療機関の拡充に努めます」とあるが、具体策は明示されていない。現在、名古屋市、愛知県にギャンブル依存症に対応している医療機関がどうなっているのか。この現状をどのようにするのか、どれだけの数まだ拡充するのか、目標すら示されていない。公的医療機関に設置する方針も示されていない。これでは、医療体制が拡充される保証は何もない。	現在の依存症専門医療機関の状況は、「3 医療提供体制の整備」(P38)に記載しております。 また、依存症専門医療機関の拡充のため、医療機関従事者等を対象とした「ギャンブル等依存症回復支援プログラム従事者養成研修」を行ってまいります。
14	第二章 II 進行・再発予防 及び回復支援 4 民間団体の活動 に対する支援	名古屋市 57歳 男性	ギャンブル依存症のための薬がない中では、医療機関だけに頼って回復は難しい。自分の体験から、集団精神療法が有効だと思うが、医療機関では患者数が少ないためか薬物やアルコールの依存症の人たちと一緒に行動すると聞く。根は同じなのかもしれないが、回復のために必要な共感という点ではどうなのかなと感じる。そうすると、ギャンブル依存症の自助グループの活用が大事なのではないかと思う。自助グループの悩みは会場の確保や進行役をしてくれる人の負担が大きいことがある。その点のフォローが必要と思う。	ギャンブル等依存症からの回復にあたっては、同じ目的を持った仲間と繋がる必要があるとされており、自助グループはその点で大きな役割を果たしていただいていると考えます。 「4 民間団体の活動に対する支援」に記載のとおり、活動の一部を助成することにより、民間団体への支援に取り組んでまいります。
15	全体	名古屋市 22歳 男性	また全体の方向性として、薬物依存症やゲーム中毒などその他の依存症の脅威とともにギャンブル依存症について考えていくというのはいかがでしょうか。	各依存症については、それぞれ背景や特徴が異なります。 本計画はギャンブル等依存症対策基本法に基づき策定しており、ギャンブル等依存症に係る対策を進めてまいります。
16	その他	小牧市 64歳 男性	ギャンブル等依存症は、公営競技等との不適切な関係性として生じると言っても良いと思います。ですから、これを補正する制度整備が不可欠だと思います。ある一線を越えたらそれは犯罪、という線を設けることが肝要だと思います。そしてこの罪により本人が矯正施設収容となった場合は、内観法等を施した治療を受けさせなければならない等と規定します。 ギャンブル依存は、お金、資産が介在するという意味で、特殊な事象だと思います。アディクションについては、イネイブラーの排除が大切な要素ですが、ギャンブル依存の場合は、例えば家族が負債返済を肩代わりしてしまう（させられる、せざるを得ない）等で、容易にイネイブラーを出現させてしまう、また、破産宣告があれば、国また事業者自身がイネイブラーになってしまうという特徴があります。これを断ち切ることが求められるわけです。司法等強権の介入によりそれを排除する手立てが必要ではないでしょうか。	本計画では「進行・再発予防及び回復支援」を通して、ギャンブル等依存症について悩んでおられる方やその家族の方々が必要な治療や支援を受けられるよう取り組むこととしております。 司法等の介入は困難だと考えられますが、各種支援の充実を図ることにより、ギャンブル等依存症対策を進めてまいりたいと考えます。
17	その他	名古屋市 77歳 男性	対策を立てるには、現状を正確に把握する必要がある。しかし、計画案には、日本医療研究開発機構の調査による「ギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は成人人口の0.8%と推計」としているだけで、愛知県の実情は把握できていない。まずは県内の状況を早急に調査すべきである（ギャンブルの種類毎の状況把握）。	ギャンブル等依存症対策推進基本計画において、国は「平成32年度を目途に…ギャンブル等依存症問題の実態調査を行う。」とされています。 本県においても、国の調査を踏まえ実態把握に努めたいと考えます。
18	その他	名古屋市 77歳 男性	依存症に関する相談件数を見ると、愛知県の場合は全国の場合より、ギャンブル依存症の割合が、1～2%多い傾向がある。本県には公営競技場（競馬、モーターボート競走、競輪）が6カ所、遊技場店舗が556カ所あり、こうしたギャンブル場が多いために、そのような結果になっていると思われるので、公営ギャンブルを減らすことが必要である。	本県は、公営競技場や遊技場店舗の数は他県に比べ、多いかもしれませんが、相談件数は相談窓口設置状況等の他の要因も関係していると考えます。 引き続き、ギャンブル等依存症について悩んでおられる方やその家族の方々が必要な治療や支援を受けられるよう取り組んでまいります。

No.	項目	意見提出者	意見の概要	県の考え方
19	その他	名古屋市 57歳 男性	公営ギャンブル等に入場できない申請や、借金ができなくなる手続きも一体化して欲しい。漏れがなく なるし、家族も安心するだろう。	現状では、そうした手続きを一体化することは困難であると考えられますが、ギャンブル等依存症である方が適切な支援等を受けられるよう、各窓口が有機的な連携をする必要があると考えます。 ギャンブル等依存症対策関係機関連絡会議の実施により、包括的な連携協力体制の構築を図ってまいります。(P44「1 依存症対策の体制整備」(1) 包括的な連携協力体制の構築」に記載)
20	その他	名古屋市 57歳 男性	ギャンブル依存症でダメになる場合、金銭感覚による借金の問題が大きい。ギャンブル依存症者は借金返済のために、勝って返そうとギャンブルをする。現在、消費者金融は年収の3割までだが、金融機関には縛りが無い。私にもどんどん貸してくれた。その点の規制と、貸し付けるときの使い道の厳格化も必要。また、ギャンブルでの借金で任意整理などを行った場合は、以後貸付を行わないような厳格化も必要。 借金のことで言えば、インターネットを見ていると、「2社以上から借りていれば公的な制度で借金が無くなる。」などの広告が出ている。借金なんてどうにかなると感じる人も絶対にいる。そんな広告は規制できないだろうか。また、簡単に借金ができるようなテレビのCMが多すぎる。あっちこっちから借りる温床になると思う。放送回数の規制などをかけてもいいのではないか。	貸付の厳格化や広告の規制については、全国的に取り組みされる課題と考えますので、内閣府の行う会議などの機会をとらえ、御意見を国へ伝えさせていただきます。
21	その他	愛知県 50歳 女性	カジノ誘致に対してのことでメールしました。 現在、依存症の方々や家族で、自助グループや専門医療に繋がって治療回復に努める方、繋がれていない方もいます。病的依存の知識がなければ分からないところです。脳のメカニズムの病気に気を付けていくには知識を知ってもらって、ならないようにする予防も必要な気がします。 病的依存症のことを、知識は難しいけど理解があれば、IR、カジノ誘致に対して、しっかりした意見が必要だと思います。私は断固、反対です!!	
22	その他	名古屋市 77歳 男性	1. 2018年7月にカジノ解禁を含む「特定複合観光施設区域整備法」が成立し、2018年10月に施行されたギャンブル等依存症対策基本法により愛知県もギャンブル等依存症対策推進計画を策定することとなった。ギャンブル依存症を増やさないようにするには、愛知県にIRカジノをつくらないことである。 2. 世界の主要なMICEはカジノなしで運営されており、愛知県の場合も仮にMICEをめざす場合でも、カジノなしにすることがギャンブル依存症を増やさないこととなる。	ギャンブル等依存症対策は、IRとは別に早急に進めていくべき課題であると考えております。 いただいた御意見は、参考とさせていただきます。
23	その他	愛知県 50歳 女性	カジノ、IR誘致について反対します!! 病的依存症患者を新たに作ってしまうと思います。専門治療医の話を、新聞記事で目にしますが、「患者を作ってはいけない! きっかけをつくっても、増やしてはいけない!」と警告を聴いています。依存症対策を万全にするなら、これから新たな患者を減らすことです。 自然体の平和な生き方を好むのに、わざわざ崩すような経済活性化の在り方は、SDGsの考えから、伝統的の和装、日本四季の在り方、平和を突き詰めれば、経済活性化に繋がって行くと感じています。お金で、解決にならない、自然を失うことに気づくことに、早い内に考え方を向けてほしい。 最後に日本中も、世界各国にも、カジノ、IR誘致のない世界に願っています。経済活性化は、いい活性化(地味な形が、地球上に生物に心地好いと考えます。)	

No.	項目	意見提出者	意見の概要	県の考え方
24	その他	名古屋市 59歳 女性	<p>愛知県に IR、必要でしょうか。</p> <p>私は息子が 18 歳でばちんこにはまり、10 年以上苦しんでいます。いろんな本を読んだり、私が GA に参加したこともあります。でも、本人が自覚しないからどうしようもないです。いくら「ギャンブル依存症が病気だから自力では治らない。」と言っても「俺は病気じゃない。」と聞く耳も持ちません。がんばって働いても、あっという間にパチンコ店へ吸い取られ…。依存症で有名な心療内科に TEL したら驚くことに初診の予約が 1 年以上先まで取れない。</p> <p>GA にしても相談機関にしても平日夜間がないし数が少なく遠方までは行こうにもいけません。もっと身近に治療できるところを増やしていかなければ、今でさえ何百万人と言われる依存症の人は増えるばかりです。「元気な愛知」のために IR 誘致は止め、せめて公営 6 カ所の維持までとしてください。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策は、IR とは別に早急に進めていくべき課題であると考えております。</p> <p>いただいた御意見は、参考とさせていただきます。</p>
25	その他	名古屋市 69歳 男性	<p>愛知県が定めようとする「ギャンブル等依存症対策推進計画」は、2018 年に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、今年度 4 月に策定された国の基本計画を基本とするものです。</p> <p>依存症回復支援を行う民間団体・一般財団法人ワンネスグループの三宅隆之さんは、「約 10 年前は、アルコール依存症専門の医師ですら『ギャンブル依存症なんて聞いたことがない』という状況でした。2016 年に施行された I R 推進法での議論を受け、ここ 2～3 年でやっと光が当たりだし、医療機関での受け入れが徐々に増えてきたところですよ」と指摘しています。</p> <p>厚生労働省の諮問機関「中央社会保険医療協議会」の総会で発表された資料によると、2014 年度の 2,019 人であったギャンブル等依存症の患者数は 2017 年度には 3,499 人と 1.5 倍に急増しています。</p> <p>カジノ事業者は収益の 30%（国 15%、地方自治体 15%）をカジノ税として納付し、国と地方自治体はカジノ税を観光振興や依存症対策に活用することが決まっています。政府も愛知県もその狙いは、I R 推進法によるカジノを誘致することにあります。</p> <p>ばくちのてら銭（ギャンブルで主催者が収益としてピンハネする取り分）目的で地域も人も荒廃します。全てを吸い込むブラックホールのようなカジノを誘致するための「計画」は定める必要はありません。</p>	
26	その他	豊橋市 64歳 女性	<p>豊橋市に競輪場があるのは、知っていますが行った事はありません。豊橋の競輪の依存症の実態はどうか、今回を機会に調べたいと思いました。</p> <p>安倍政権はカジノなど IR 推進し、愛知で誘致の動きがあり、とても不安です。カジノは利権の温床となり、地域社会を破壊し、ギャンブル依存症を生み出す最悪のギャンブルです。絶対に反対です。</p>	